

Web

ウェブみやぎ

【発行所】建設連合 宮城県建設組合
〒980-0802
仙台市青葉区二日町16番1号 二日町東急ビル5F
TEL.022-264-4221 FAX.022-265-9460

第61号 2026年 3月号



建設連合・宮城県建設組合のホームページ <https://miyagi-kensetu.jp>

令和8年度

国保保険料 (医療保険分) 200円減額

後期高齢者支援金・介護保険料は 据置に

「子ども・子育て支援金」は400円に決定

		保険料	医療 保険分	後期 高齢者 支援金	子ども・ 子育て 支援金	介護 納付金
組合員	19 歳以下	8,200 円	4,400 円	3,400 円	400 円	0 円
	20 ～ 24 歳	10,200 円	6,400 円	3,400 円	400 円	0 円
	25 ～ 29 歳	13,200 円	9,400 円	3,400 円	400 円	0 円
	30 ～ 39 歳	17,200 円	13,400 円	3,400 円	400 円	0 円
	40 ～ 49 歳	20,200 円	16,400 円	3,400 円	400 円	3,700 円
	50 ～ 64 歳	22,900 円	19,100 円	3,400 円	400 円	3,700 円
	65 ～ 74 歳	23,100 円	19,300 円	3,400 円	400 円	3,700 円
家族	1 ～ 18 歳	5,200 円	1,800 円	3,400 円	0 円	40 歳
	19 歳～ 64 歳	6,600 円	2,800 円	3,400 円	400 円	～ 64 歳
	65 歳～	7,600 円	3,800 円	3,400 円	400 円	3,700 円

令和8年2月14日に開催された、建設連合国民健康保険組合第121回組合会において、令和8年度の国保保険料が左記のとおり決定いたしました。

令和8年4月より、法令の定めにより国へ子ども・子育て支援金を納付することとなります。それに伴い、今改正では、現行の「医療保険分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」に加えて「子ども・子育て支援金分」として、組合員と19歳以上の家族一人当たり400円のご負担をいただくこととなります。

また、医療保険分については、当組合保険の運営状況より、200円の減額をすることとなります。

今改正により、加入者のみなさまには、一人当たり200円の負担増となります。(ただし、18歳以下の家族については、子ども・子育て支援金を徴収いたしません。)

子ども・子育て支援金については、国が策定した、こども未来戦略「加速化プラン」により新設・拡充する6つの子育て施策に充てられることとされ、すべての世代や企業から支援金を拠出し、こどもや子育て世帯を社会全体で支えるためのものです。

「後期高齢者支援金」「介護納付金」と同様に、加入者のみなさまから当国保組合で徴収し国へ納めることとなります。

4月分の保険料は、上記の表をご確認の上、3月10日までに納入してください。その際、組合費3000円も合わせて納入して下さい。

QRコードから
「保険料
シミュレーション」
でもご確認いただけます。



ご存じですか？

健康保険適用除外制度

法人化しても

建設連合国保を

続けることができます

令和7年2月から、建設連合国民健康保険組合で「健康保険適用除外制度」が始まりました。

この1年の間で、多くのお問合せをいただき、また、実際に適用除外制度のお手続きをした組合員もいらつしやいます。

法人化する際には、一般的に、医療保険は「協会けんぽ」、年金は「厚生年金」ですが、現在建設連合国保に加入されている組合員はこの適用除外制度を利用して、医療保険は現在そのまま「建設連合国保」を継続できます。

聞きなれない制度で、「難しそう」「手続きが面倒そう」と感じるかもしれませんが、下記をご覧の上、制度のメリットを踏まえて、当国保組合宮城県支部へ早めにご相談下さい。法人設立後、期間が空きすぎると制度を利用できない場合があります。

☎ 022-264-4221

適用除外制度のメリットは？

収入に関らず年齢による保険

保険料の事業主負担分が無い

年金は厚生年金になる

※建設連合国保の保険料は年齢で決まり、収入によって上下しません。

(社会保険(協会けんぽ)は報酬や給与が高いと保険料も高くなります。)

【なお、建設連合国保も社会保険も医療保険としての「保険給付」に差はありません】

※建設連合国保は基本的には本人が支払うもので事業主負担分はありません。

(社会保険(協会けんぽ)の保険料は本人負担分と事業主負担分があります。)

※厚生年金は、国民年金保険料よりは負担が増える場合がありますが、

将来、年金を受給する時には、基礎年金+厚生年金の2階建てとなり、国民年金だった場合より受給額が多くなります。



建設連合国を続けることで、健康保険料負担を抑えることができる

事業主はもちろん、特に従業員にとっては厚生年金である方が、福利厚生面が充実する(老後の備えが手厚くなる)

適用除外制度を利用できる人は？

建設連合国保加入者です。

加入していない法人事業所の方は制度を利用できません。

(※ ただし、新入社員は加入できる。)

手続きが面倒なのは？

できるだけ法人登記前にご相談下さい。

建設国保で必要書類をお知らせします。その書類を年金事務所にご提出いただきます。

※ 当支部にて、ご案内します。

宮城県支部からの

お知らせ

健康保険被保険者の
各種届出について

3月・4月は、進学や就職などでご家族の健康保険の変更が多い時期です。ご家族に次のような変更があった際には、至急お手続きをお願いします。

次のような時は
健康保険の手続が必要です

家族が就職した

家族が引っ越しをした

同居の家族が増えた

※原則として社会保険加入者以外
の同居の家族は組合員の保険の
扶養には入りません

届出書は、
お電話・LINE
から請求できます。



令和8年度／第1回

特定健康診査

集団健診のお知らせ

【開催日】令和8年4月19日（日）

【開催場所】医療法人社団 進興会

せんだい総合健診クリニック

LINEでの 24時間受付！
問合せが便利です

日中は現場でお忙しい組合員のみならず、LINEからのお問合せなら、夜間でも早朝でも、組合へ各種ご依頼、問合せができます。（組合からの返信・対応は営業時間内となります）

組合員からのメッセージは匿名で、組合との個別のやり取りとなります。

友だち登録のある方には、組合からの重要書類の発送通知（一斉通知）をおこなっています。

組合員本人、ご家族のご登録も可能です。ぜひご活用ください。

登録はこちらから
建設連合・宮城県建設組合
LINE公式アカウント➡



令和8年度、第1回目の集団健診となります。建設連合国民健康保険の被保険者は、建設連合国民健康保険組合の補助により充実した内容の検査を無料で受診できます。

集団健康診断は、「せんだい総合健診クリニック」のご協力のもと、日曜日に貸切で実施しています。

また、月曜・土曜日も、同様の内容で健康診断を受診できます。こちらは婦人科健診にも対応していますので、特に女性の方にお勧めです。



お申込みは、令和8年2月にお送りする申込用紙または、WEBにて受付しています。

なお、年間の健診日程は次の通りです。

- 【第1回】令和8年4月19日（日）
- 【第2回】令和8年7月12日（日）
- 【第3回】令和8年10月18日（日）
- 【第4回】令和9年1月17日（日）

お届けした集団健康診断申込書は、通年でご使用下さい。

お申し込み後のキャンセルや変更も可能です。

申込方法は、
申込書を郵送するか、
WEBから➡



保険料（組合費含む）は

期日までに

保険料（組合費含む）は毎月10日までに納入することになっています。納入が確認できないときは、保険給付や保険事業による補助を受けられない場合があります。

国保保険料
（組合費含む）は
毎月10日
が納期です



建設連合国民健康保険組合に入ることができる資格は、個人事業主、又は個人事業主の事業所に勤務する従業員数が5人未満の従業員です。

令和7年2月より健康保険適用除外制度が始まり、法人事業所の方、従業員数が5人以上の事業所の方も加入できる場合がありますので、ご相談下さい。

☎ 022-264-4221

●営業時間は平日午前9時から
午後5時までです。

建設連合・東北地区労働保険振興会よりお知らせ

労働保険事務委託料
改定について

労働保険事務組合 建設連合・東北地区労働保険振興会では、中小事業主の皆様が労働保険・雇用保険に関する適正な管理と、業務の効率化を図るため、労働保険管理システムの導入を進めてまいりました。

システム導入により事務処理体制の強化を図っておりますが、近年の諸経費の高騰により、内部努力のみでの経費抑制が困難な状況となっております。このような状況を踏まえ、大変心苦しい限りではございますが、**中小事業主の労働保険及び雇用保険に係る事務委託料を、令和8年4月より改定させていただきますこと**となりました。

皆様にはご負担をおかけすることとなりますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

労働保険・一人親方等
労災保険年度更新

現在ご加入中の労働保険・一人親方労働保険の適用期日は令和8年3月31日までとなっております。

当組合より2月中に更新の書類をお送りいたしました。**一人親方労災**

一人親方労働保険 年度更新スケジュール

令和7年度 2月	令和7年度 3月	令和8年度 4月
労働保険継続届	提出期間 3/15 締切	
労働保険給付基礎日額	変更期間	
労働保険料	納付期間	4月18日期限
労働互助会	年度更新期間 3/15 締切	
労働互助会保険料	納付期間	

更新書類発送

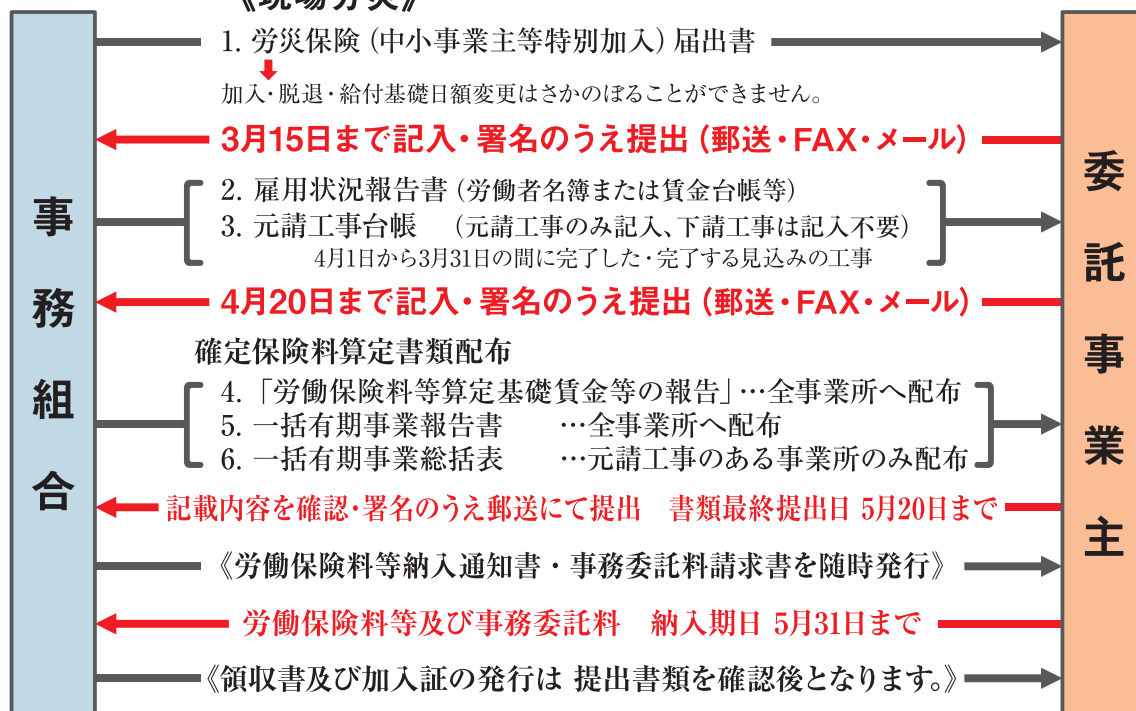
保険継続の有無に関わらず必ず令和8年3月15日までに提出（専用フォーム・FAX・LINEでも可）をお願いいたします。

その他、労災互助会の更新などもございますので左記のスケジュールをご参考ください。

書類はそれぞれ期日までご提出くださるようお願いいたします。

労働保険・中小事業主等 年度更新について

《現場労災》



書類は、それぞれ期日まで、ご提出くださるようお願いします。

●ご質問等ございましたら当会までお問合せください。 TEL 022-264-4221 FAX 022-265-9460